特許法の新論点Q&A (第3回)



弁護士 **山下 英久** (大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 特許の対象となる「発明」とはどのような概念でしょうか。特に特許法上定義されるもののうち「自然法則を利用」との関係で、コンピュータ・プログラムやソフトウェアは特許の対象となるのでしょうか。

Δ

※註 以下で「特許法○条」をいう場合には、単に「○条」と記載し、その他の法令の場合には、例えば「民法○条」と記載します。

1 問題の所在

特許法は、発明を保護しその利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とします(1条)。したがって、特許法で保護されるためには(たとえば特許の侵害を受けてこれに法的な保護を受けるためには)、特許の対象が「発明」でなければなりません。

特許法においては、保護されるべき「発明」に定義を与え、これに該当するか否かにより特許 法の保護対象である「発明か非発明か」を判断するための一つの判断基準を与えています。

ところが、社会が複雑・高度化するにつれ、従来の基準で果たして発明と非発明とを区別できるのか疑問も呈されるに至っています。その典型的な例が、本稿で問題とするコンピュータ・プログラムやソフトウェアの問題です。

本稿は、特許法において保護されるべき「発明」とは何であるのかについて検討し、コンピュータ・プログラムの問題を通して、特許の基礎となる「発明」についての理解を深めることを目的としています。なお、本稿では、「発明」性以外の新規性、進歩性、記載要件などの特許要件の問題については割愛させて頂き、専ら「発明」性の問題にのみ焦点をあてます。

まず最初に、コンピュータ・プログラムないしソフトウェアの発明性について検討する前提として、「発明」とは何かの一般論を具体例を盛り込み、復習しておきます。

2 「発明」の定義(総論) - 「発明」とは何であるか -

特許法では、「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」¹であるとの定義規定を置いています(2条1項)²。特許法による保護を受けるには、この発明の定

¹ コーラー (Kohler, Josef。1849 ~ 1919、ブリタニカ国際大百科事典) による定義にその基礎を置いていると考えます(中山信弘著「特許法(第2版)」(弘文堂)97頁)

² 世界の特許法で発明の定義規定を設けている例は少ないとされています(中山信弘著「特許法(第 2版)」(弘文堂) 97頁)